

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の請求

国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、原則として国が負担することとされていることから、県は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、次の処分を行った結果通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損失補償を行う。

- ① 救援のための特定物資の収用及び保管命令
- ② 収容施設や臨時の医療施設の開設のための土地、家屋又は物資の使用
- ③ 武力攻撃災害への対処のための土地等の一時使用又は土石、竹木等の使用若しくは収用
- ④ 警察官等による交通規制の際の車両その他の物件の破損

(2) 実費弁償

県は、医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

- ① 県は、次の援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- ア 避難住民の誘導に必要な援助
- イ 救援に必要な援助
- ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助
- エ 保健衛生の確保に必要な援助

- ② 県は、医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 関係書類の保存等

県は、国民保護措置の実施に要する費用の支出及び国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国に対する負担金の請求や国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の遺失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

5 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村は、その国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

6 不服申立て及び訴訟への対応

県は、国民の保護のための措置に係る不服申立て（異議申立て・審査請求）を受けた場合は、可能な限り迅速に処理するよう努めるものとする。